

1) 製品及び会社情報 *****

【製品名】： ガーディアン・エア & モイスチャー・バリアー (Guardian Air & Moisture Barrier)
【整理番号】： GU

【製造会社名】： ユナイテッド・コーティングス・マニュファクチャリング会社
(United Coatings Manufacturing Company)

【住所】： 米国ワシントン州、スポーカンバレー市、東カタルドロード、19011 番地
(19011 E.. Cataldo Road, Spokane Valley, Washington 99016-9423)

【電話】： 509-926-7143 (米国)

【ファックス】： 509-928-1116 (米国)

【緊急連絡先】： ケムトレック (CHEMTREC) / 800-424-9300 (米国)
または、800-541-4383

【独占輸入販売会社名】： EIFS JAPAN 株式会社

【住所】： 静岡県掛川市青葉台 1-7

【電話】： 0537-23-3992 (国内緊急連絡先も同様)

【ファックス】： 0537-23-3993

2) 組成、成分情報 *****

《成分 1》

【化学名】： アクリル系ポリマー (Acrylic Polymer)

【化学物質登録番号 (CAS Number)】： 混合

【製品含有量】： 46%

【含有化学物】： アンモニア (Ammonia)

【化学物質登録番号 (CAS Number)】： 7664-41-7

【分子式】： NH₃

【成分含有量】： 最大 0.2%

【官報公示整理番号】： 1-391

【化学物質管理促進法】： 第一種、二種、指定化学物質に該当せず

【安衛法・毒劇法】： 劇物に指定、但し、製剤に含有されるアンモニアの含有量が 10%未满是除かれるため、劇物に該当せず

【米国環境保護法第 372 条】： 有毒化学物質に該当せず

(40 CFR 372 / Protection of Environment, Toxic Chemical Release Reporting)

【作業環境許容濃度】

ACGIH 【TLV-TWA (Time Weighted Average)】： 25ppm (17mg/m³) (許容濃度)

* TWA : 1日 8 時間、1週 40 時間の時間加重平均濃度

【解説】： 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH / American Conference of Governmental Industrial Hygienists, Inc.)、及び日本産業衛生学会では、作業環境許容濃度を TLV (Threshold Limit Value)と呼んでおり、これは、ほとんど全ての作業者が毎日繰り返し暴露しても、有害な健康影響が現れないと考えられる化学物質の気中濃度のことです。

ACGIH 【TLV-STEL (Short Term Exposure Limit)】： 35ppm (24mg/m³) (許容濃度限界値)

* STEL (Short Term Exposure Limit) : 1日 8 時間の時間加重平均濃度が許容濃度範囲内であっても、1日の作業のどの時間においても、越えてはならない 15 分間の許容濃度限界値

OSHA 【TWA】： 25ppm (許容濃度)

OSHA 【STEL】： 35ppm (許容濃度限界値)

《成分 2》

【化学名】： 炭酸カルシウム (Calcium Carbonate)

【化学物質登録番号 (CAS Number)】： 471-34-1

【製品含有量】： 41%

【分子式】： CaCO₃

【成分含有量】： 1%未滿

【官報公示整理番号】： 該当なし

【化学物質管理促進法】： 第一種、二種、指定化学物質に該当せず

【安衛法・毒劇法】： いずれの法令にも対象物質に該当せず

【米国環境保護法第 372 条】： 有毒化学物質に該当せず

(40 CFR 372 / Protection of Environment, Toxic Chemical Release Reporting)

【作業環境許容濃度】

ACGIH【TLV-TWA (Time Weighted Average)】： 10mg/m³ (許容濃度)

OSHA【PEL-TWA (Permissible Exposure Limit)】： 15mg/m³ (許容暴露限界値)

【解説】： 米国職業安全、及び保健管理局 (OSHA / Occupation Safety & Health Administration) の中にある職業安全厚生法 (29 CFR 1910. 1000. Table Z-3, Mineral Dusts) では、作業環境許容濃度限界値を PEL (Permissible Exposure Limit) と呼んでおり、これは、ほとんど全ての作業者が毎日繰り返し暴露しても、有害な健康影響が現れない化学物質の空气中濃度限界値のことです。

OSHA【PEL RESPIRABLE DUST】： 5mg/m³ (粉塵吸引勧告暴露限界値)

《成分 3》

【化学名】： 水 (Water)

【化学物質登録番号 (CAS Number)】： 7732-18-5

【分子式】： H₂O

【製品含有量】： 11%

【官報公示整理番号】： 該当なし

【化学物質管理促進法】： 第一種、二種、指定化学物質に該当せず

【安衛法・毒劇法】： いずれの法令にも対象物質に該当せず

【米国環境保護法第 372 条】： 有毒化学物質に該当せず

(40 CFR 372 / Protection of Environment, Toxic Chemical Release Reporting)

【作業環境許容濃度】： 規定なし

3) 物理的及び化学的性質 *****

【沸騰範囲】： 100°C

【比重】 (H₂O = 1)： 1.38

【蒸気密度】： 空気より軽量

【被覆加工後の揮発性有機化合物】： 0.11lb/gal (14 g/l)

【製品の揮発性有機化合物】： 0.06lb/gal (8 g/l)

【水への溶解性】： 溶解する

【外観】： 顔料、粘性のある液体

【臭気】： 微弱なアンモニアの臭い

【発火点】： 96°C

【引火点】： なし (空气中)

4) 危険有害性の分類 *****

【眼】： 気体及びまたは霧による炎症、液体との接触によるトドン炎症

【皮膚】： 軽度の皮膚の炎症、皮膚から吸収されて炎症しない

【誤飲】： 入手可能な情報からの悪影響に関する証拠なし

【吸入】： 気体または霧による頭痛、吐き気、及び鼻、咽、肺の炎症

5) 応急処置 *****

【眼】： 直ちに大量の水で少なくとも15分間洗浄する。 充血、かゆみ、炎症がある場合は、眼科医の診断を受ける。

【皮膚】： 直ちに石鹸で十分水洗いする。 汚染した衣類及び靴類は、次回着用する前に洗っておく。 症状が続くようであれば、医師の診断を受ける。

【誤飲】： 無理に吐かせない。 被災者が意識不明の場合は、いかなるものも決して口から与えてはならない。 直ちに医師の診断を受ける。

【吸引】： 吸入源から空気の新鮮な場所に移動する。 呼吸をしていない場合は、人口呼吸を行う。 直ちに医療手当を受ける。

【医師への注意点】： 本製品に関してはなし

6) 漏出時の措置 *****

【少量の漏出】： 除去する場合は、皮膚、眼、呼吸器官を保護して行う。 除去する人以外は、全ての人を避難させる。 雨水管、下水、その他の許可されていない排水箇所へ流れないように砂、土壌、またはそれらに適した不可燃性のもので堤防、または吸収してせきとめる。 除去した製品は、許可された入れ物に入れ蓋をして適切に処分する。 漏出した場所が空気の入出口、または中の場合、建物内が汚染されないように暖房、空調設備を停止する。

【大量の漏出】： 少量の流出と同じ措置

7) 取り扱い及び保管上の注意 *****

【取り扱いと保管】： 凍結しないようにし、涼しく乾燥した場所に保管する。 換気の良い場所で使用、保管する。 使用しないときは、容器を密閉しておく。 温度差が激しい場所には置かない。

【その他の注意】： 容器内が空になったものでも製品の残留物および蒸気があるので、常に危険警告に従って、あたかもそれらが十分あるかのように、空の容器を取り扱うこと。

- 8) 暴露防止措置** *****
- 【技術気管理・人的保護】：混合、塗布する場合は、作業環境許容濃度限界値(PEL)、作業環境許容濃度(TLV)、または他のガイドラインに添って安全基準値を維持することができる排気・換気システムを使用。密閉された場所でも新鮮な空気を供給維持できる排気・換気を行う。適切な換気に関する資料に関しては OSH 29 CFR 1910.94 及び ACGIH の産業用換気を参照する。建物が汚染されないように暖房設備及び空調設備は停止させる。
- 【呼吸器系の保護】：塗装中は、煤塵濃度に応じて NIOSH が認証する吸入性保護具を着用する。適切な吸入性保護具とは、顔面全体、または半面が覆われるタイプで、有機気体・霧向けの空気清浄カートリッジ装備、プレッシャーデマンド機能の付いた自給式呼吸器または送気マスクである。補足情報に関しては OSHA 標準 29 CFR 1910.134 を参照する。
- 【皮膚の保護】：特定の取り扱いに際しては、不浸透性の手袋を着用して皮膚への付着と炎症を防ぐ。作業箇所が濡れている場合は、ポリビニールアルコール(PVA)の保護手袋を着用する。
- 【眼の保護】：顔面全体を覆う防塵マスクを使用しない場合は、ゴーグル型保護眼鏡を着用する。眼を極度に傷つける恐れがあるため、コンタクトレンズは着用しない。着用する保護具は、使用する呼吸器系の保護システムと適合していなければならない。
- 9) 安定性及び反応性データ** *****
- 【安定性】：安定
- 【不適合条件 (不適合物質)】：なし
- 【危険分解物質】：熱分解により、アクリルポリマー、一酸化炭素、二酸化炭素が発生する恐れがある。燃焼した場合、煙内に未確認の有機化合物が発生する恐れがある。
- 【危険重合物質】：発生なし
- 10) 有害性情報** *****
- 【眼】：データなし
- 【皮膚】：データなし
- 【吸入】：データなし
- 【亜慢性毒類】：鼻、咽、肺の炎症と不快感、頭痛、吐き気、腹痛、皮膚と眼の炎症
- 【慢性毒性・発癌性】：この製品は少量の酢酸ビニルモノマーを含んでいます。ACGIH は 1993 年に A3 動物発癌物質として酢酸ビニルを明示しました。この成分は、よほど特殊なケースでない限り、人間への癌を引き起こすことはないと考えられるので、利用可能とされています。癌 (IARC) について研究をしている国際的機関は、1995 年に酢酸ビニルについて学術論文を公表しました。この論文では、「人間に対して発癌性がある証拠は不十分である。」と、IARC は示唆しています。なぜなら、酢酸ビニルの発癌性用実験動物の中での証拠が制限されているからです。通常は、このように決定的な証拠がない場合、IARC カテゴリー 3 の分類 (人間への発癌性物質ではない) に位置づけるでしょう。しかしながら、酢酸ビニルは、アセトアルデヒドの新陳代謝で IARC 2B (人間への発癌性の可能性がある) の分類に当てはまり、また、カテゴリー 2B の下に記載されています。
- 【催奇形性】：データなし
- 【生殖毒性】：データなし
- 【変位原性】：データなし
- 11) 環境影響情報** *****
- 【環境毒物情報】：データなし
- 【物質挙動情報】：データなし
- 12) 廃棄方法** *****
- 【指示】：塩化鉄と石灰を徐々に混合して凝結させる。浮遊物を取り除き、下水管に洗い流す。国、州、自治体の規定に従って液体、及び汚染された固体を焼却する。
- 13) 輸送方法** *****
- 【米国運輸省情報】：49 CFR 172.101
- 【米国運輸省詳細】：規制なし
- 14) シックハウス対策に係る技術的基準(政令・告示)について** *****
- * ガーディアン・エアー & モイスチャー・バリアーの製品に含まれる化学物質は、化学物質管理促進法、及び米国環境保護法 372 のいずれにも有害化学物質として該当しないことから、この製品は危険有害性に該当しない。
 - * 建築基準法施行令、第 20 条の 5 第 1 項第 2 号、及び国土交通省告示第 1112 号の規定に基づき、クロルピリホスが使用されていない当製品は、シックハウス対策に係る技術的基準(政令・告示)の規制対象外製品である。
 - * 建築基準法施行令、第 20 条の 5 第 1 項第 3 号の規定、及び国土交通省告示第 1113 号に基づき、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤を使用していない当製品は、シックハウス対策に係る技術的基準(政令・告示)の第一種ホルムアルデヒド発散建築材料の規制対象外製品である。

- * 建築基準法施行令、第 20 条の 5 第 1 項第 4 号の規定、及び国土交通省告示第 1114 号に基づき、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤を使用していない当製品は、シックハウス対策に係る技術的基準(政令・告示)の第二種ホルムアルデヒド発散建築材料の規制対象外製品である。
- * 建築基準法施行令、第 20 条の 5 第 1 項第 4 号の規定、及び国土交通省告示第 1115 号に基づき、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤を使用していない当製品は、シックハウス対策に係る技術的基準(政令・告示)の第三種ホルムアルデヒド発散建築材料の規制対象外製品である。

15) 適用法令 *****

- * 化学物質管理促進法
- * 労働安全衛生法
- * 毒物劇物取締法
- * 建築基準施行令第 20 条 5 第 1 項第 2、3、4 号
- * 国土交通省告示第 1112、1113、1114、1115 号
- * 米国環境保護法 59、61、302、355、372 条
- * 米国労働安全衛生法 29 条 1910
- * 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH)
- * 米国職業安全衛生法 (OSHA)
- * 米国国立労働安全衛生研究所 (NIOSH / DHHS)
- * 米国運輸法 49 条 172 項 101 号
- * 米国カリフォルニア州法第 65 条

【問い合わせ先】

EIFS JAPAN 株式会社
電話番号 : 0537-23-3992
ファックス番号 : 0537-23-3993

- * 尚、製品の化学物質情報以外に記載しなければならない化学物質等安全データシートのその他の項目は、添付した米国の MSDS をご覧ください。